

ふじみ野市立スポーツセンター条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が、使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条第1項、第9条、<u>第12条第1号</u>、第13条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第1項第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条第1項、第9条、<u>第12条ただし書</u>、第13条第2項及び<u>第15条</u>中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第1項第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者</p>

が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、附則第4項(見出しを含む。)中「使用料の」とあるのは「利用料金の」とする。

3 (略)

が定めた利用料金(以下「利用料金」という。)」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、附則第4項(見出しを含む。)中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。

3 (略)